

4. 税外負担の現状

① 教育費にみる税外負担

・税外負担とは 「税外負担」というと、何か、耳馴れない言葉にとる人がいるかも知れないが、日常生活でPTA会費や、学校寄附金、または町内会・自治会費といった、あるいはそれ以外にも、何らかの形で税金以外に、本来国や県、または市で負担すべきであると思われるものに対して、お金を支出している人は多いことと思う。これらが、いわゆる税外負担と呼ばれているもので、特に最近、その負担増に対する不満や苦情が、新聞その他の面で批判の対象となり、その在り方が住民の中で、重大な関心事としてクローズ・アップされている。しかし、税外負担といっても、その範囲はきわめて広く、またばく然としている。

例えば、学校関係では、PTA会費学校・後援会・校友会等の寄附金といったもの、また土木関係では下水道を造る場合の費用の一部負担、さらには、街路灯の設置や運営のための負担金など、多方面に及んでいる。そして、それらのあるものは、行政機関をとおして徴収されたり、また地元で出し合ってやっているものもある。またその中でも、さらに或一定期間毎に繰返し行なわれるものと、講堂建設資金の寄附のように臨時的に行なわれるものなど、その内容や徴収方法などによって、区別はまちまちである。

そこで、これを横浜市の現状について見ていくと、全市的に共通の性格をもっているものとして、①教育費関係、②町内会・自治会関係、③土木関係などがある。このほか、各地域で特殊な負担もあるが、その実体はとらえにくいので、ここではとりあげてない。

では、最初に、住民負担の中で額が最も多く、常に

批判の対象となる教育費関係についてみていこう。ここでは市立の学校を対象とするが、昭和38年5月現在その数は、小学校153、中学校62、高校12（全日制6、定時制6）特殊学校2の合計229校で、その児童生徒数は21万8千人となっている。これに対する昭和37年度の教育費は、総額73億円で、その内訳は、学校教育費69億5千万、教育行政費2億、それに社会教育費1億6千万となっている。このうち学校教育費と社会教育費は、すべて県または市の費用でまかなわれているため、ここでは、教育費総額の90%を占めている学校教育費について、その内容及び住民負担の状況をみていくことにする。

・父母負担15億円の学校教育費 学校教育費総額69億5千万のうち、65億2千万が公費で、残り4億3千万が私費となっている。なお、このほかに学校徴収金10億5千万があるが、これも学校教育活動のために生徒から徴収されるものであるから、ここでは「公費」「私費」それに、この「学校徴収金」を含めた80億円を、広義の学校教育費として考えると、その割合は、それぞれ81.4%、5.4%、13.2%となる。したがってこのうち住民負担となる分は、公費を除いた14億9千万であるが、公費のうち「公費に組み入れられた寄附金」（以下公費組入れ寄附金とよぶ）は、もともと父母の負担するものに変りない。そこで、これを私費と学校徴収金に加えた約15億1千万が、実質的な意味での父母負担といえよう。この結果、その学校教育費に占める割合は18.8%に相当する。また、その児童生徒1人当りの負担は6,732円となっている(表6-10)。つぎにそれらの内容について種類別に説明を加える

表6-10 昭和38年度学校教育費に占める父母負担の割合
(使途別)

区 分	総 額		純然たる公 費		父母負担	
	千円	%	千円	%	千円	%
教授費	4,530,787	100	4,049,567	89.4	481,220	10.6
維持費	558,358	100	503,801	90.2	54,557	9.8
修繕費	238,126	100	194,282	81.6	43,844	18.4
補助活動費	855,674	100	238,555	27.9	617,119	72.1
所定支払金	87,273	100	75,032	86.0	12,241	14.0
土地費	443,758	100	443,376	99.9	382	0.1
建築費	932,967	100	815,656	87.4	117,311	12.6
設備品費	314,409	100	177,664	56.5	136,745	43.5
図書購入費	48,000	100	3,161	6.6	44,839	93.4
計	8,009,352	100	6,501,094	81.2	1,508,258	18.8
児童・生徒 1人当り	円 35,749	100	円 29,017	81.2	円 6,732	18.8

注：「公費に組入れられた寄付金」は父母負担に計上している。

資料：市教委「調査統計資料 No.27」

と、まず公費組入れ寄附金は指定寄附金と称し、あらかじめ市の予算に計上され、正式なルートにのっとって徴収されるもので、一般には公費として取り扱われているが、ここでは、学校教育費の財政上のありのままの姿をみるために、あえて父母負担としてとりあげた。内訳は、小学校、中学校それぞれ8百万円で、その全額が建築費の一部負担金にあてられている。

2番目のPTA寄附金は、PTAが直接学校に寄附したすべての金額で、これはPTA経費総額の70%に相当する。3番目のその他の寄附金は、PTA以外の校友会・学校後援会、その他の団体及び個人から学校が直接寄附を受けたものである。最後の学校徴収金は、生徒会費、学級費、実験実習費といった、児童生徒のクラス活動面に使われるもので、いわば実費弁償的性格をもった経費である。したがって、一般には公費や私費には含まず、別扱いとするが、前述の公費組入

れ寄附金と同じ理由で、ここでは税外負担分とした。

そこで次に、これらを一括して、その使途区分をみると、最も大きいのが補助活動費で、全体の41%を占めている。これは、その90%以上が学校徴収金であるのをみても分る通り、健康診断、薬品、衛生器材の購入費及び奨学金など、正規の学校教育活動には含まれないが、それと密接に関係を有する学校の事業にあてられている。つぎに比重の大きいのは、教授費で32%を占めている。教授費の内容は、児童生徒に対する教授、およびその補助、改善のために要した経費で、教員の給料も含まれるが、父母負担分としては、それ以外の主に教材用の消耗品や学校の行事の費用にあてられている。この二つの経費だけで、父母負担分の大半を占め、以下建築費、設備品費等の順になっている。

つぎに、これらの教育費に占める割合(18.8%)を公費(純然たる公費)との比較で、使途別にみていくと、負担率の最高は図書購入費の93.4%、つづいて補助活動費の72.1%で、それ以外は、すべて半分以下の負担割合となっている。最近教育費における父母負担に関し問題の中心となっている、講堂建設費用の一部を負担する建築費は、建築費総額の12.6%に相当する1億1千万円が父母負担額となっており、さらに、うち8千万円は、その他の寄附金で占められ、残り1千万円が、公費組入れ寄附金となっている。

② その他の税外負担

・地域における税外負担 以上は住民負担の中でも最大の負担である、学校教育費の実状をみてきたが、次に、住民の地域における税外負担の一面に、簡単にふれておこう。これには、地域住民に共通して行なわ

れている共同募金や、日赤募金などがあり、昭和37年度では年額7千万に達しており、1世帯当りで188円の負担となっている(表6-11)。もっとも、これらは、市の行政機関を通じて行なわれているものに限った額で、このほか、市が直接にはタッチしない商店連合会費や、遺族会費など、各区で特殊なものがある。

これら募金の性質や目的は、共同募金や、日赤募金のように、慈善的色彩の濃いものと、道路愛護募金のように土木出張所の車輛購入費にあてたりするもの、また、保護観察協会費のように、保護司会への助成金といったように、各種まちまちである。そして、それらの実施団体は、一部を除きほとんど外郭団体であるが、実際の徴収は地元の町内会・自治会、婦人会等の役員、市の職員、その他各種福祉団体の役員が依頼されてあたっている。また、徴収方法はすべて目標額を設定し、単位募金額がはっきりしているものや、一定の会員制のものを除き、ほとんどが前年度実績をもと

に1世帯当りの目標額を決め、上記の各末端の徴収機関に伝達して行なっている。

・土木関係の税外負担 以上のほか、土木関係の住民負担の例としては、現在行なわれているものに下水道の受託工事費がある。これは、いわゆる受益者負担の性格を帯びているもので、厳密な意味での、税外負担には入らない。これは、下水道を、施設する場合または造成団地に導く場合などに、それぞれ一定の基準で、工事費の一部を負担するものである。これらは市の特別会計中、下水道事業費に計上されるもので、昭和38年度当初予算では、総額1億を見積り、その工事予定総延長は31,141米となっている。

以上が、市における税外負担の一面であるが、もともと、その概念や内容は非常にあいまいで規定しにくい。そしてこれらは「公費の肩代り」とか、「事実上の強制寄附である」という点で、常に論議的になってきた。また、その発生原因についても種々あるが、今日のような状態に至った理由としては、一般に、昭和30年以來の地方財政再建政策などにより、地方団体の経費が極度に圧縮され、さらに国の産業基盤強化策に基づいて、道路・港湾等の整備が優先され、そのしわ寄せが市民生活に関する行政の面に向けられた結果といえる。したがって、税外負担の不合理を一挙に解消するにも、一市の財政力では解決不可能な要素を含んでおり、その根本的解決を計るには、国の税財政制度を中心としたなかで処理しなければならない。しかし市としても、これら住民負担を少しでも軽減するために、予算の計画的計上を行ない、その解消のための努力を重ねていく必要がある。

表6-11 募金目標額と実績との対比表(昭和37年度)

名 称	目標額	実 績	比率	1世帯 当 り
	千円	千円	%	円
共 同 募 金	30,264	33,986	112	90
日 赤 募 金	23,011	23,956	104	63
道 路 愛 護 募 金	2,410	2,903	120	8
保 護 観 察 協 会 会 費	2,505	2,335	93	6
体 育 協 会 会 費	2,257	1,851	82	5
防 犯 協 会 会 費	2,222	2,038	92	5
国 連 協 会 会 員 募 集	1,493	1,419	95	4
愛 市 の 花 額 布	1,109	1,214	109	3
母の日カーネーション 頒 布	1,651	1,432	87	4
合 計	66,922	71,134	106	188

注：本表の金額は各区の扱い分のみである。

資料：「調査季報1号」

